

茨木市国民健康保険料滞納者に対する特別療養費支給対象への変更及び
保険給付の一時差止等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(納付相談等の実施)

第2 市長は、特別療養費支給対象への変更に際しては、滞納者に納付相談等を実施し弁明の機会を付与するものとする。

2 滞納者に弁明の機会を付与するに当たっては、弁明機会の付与に関する通知書（様式第1号）を、期限を定めて送付するものとする。

3 滞納者は、保険料を滞納している理由が、第3第1項各号のいずれかに起因するときは、省令第27条の5第4項の規定により、特別の事情等に関する届書（様式第2号）に必要に応じて特別の事情があることを明らかにする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、納付相談等において、滞納者に保険料の納付計画について、分割納付誓約書（様式第3号）を作成させるよう努めるものとする。

(特別療養費支給対象への変更等)

第3 市長は、滞納者が当該保険料の納期限から省令第27条の4第3項で定める期間が経過するまでの間に、当該納期の保険料を納付しないときは、第2第2項による通知をした後、第6に規定する措置審査委員会の審査を経て、当該滞納者に対して国民健康保険特別療養費決定通知（様式第4号）を交付する。また、特別療養費の支給対象者である旨を記載した資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する理由により保険料を納付することができないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難に遭ったとき。

(2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。

(5) 前各号に類する事由があったとき。

2 市長は、前項に規定する省令で定める期間が経過しない場合においても、措置審査委員会の審査を経て、当該滞納者に対して国民健康保険特別療養費決定通知（様

式第4号)を交付し、特別療養費の支給対象者である旨を記載した資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付することができる。この場合においても、前項のただし書の規定を準用する。

- 3 特別療養費の支給対象である滞納者が、滞納している保険料を完納した場合、滞納保険料の著しい減少が認められる場合又は第1項各号のいずれかに該当することになった場合は、療養の給付等に係る事前通知書(様式第5号)を交付した後、資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付する。

(保険給付の一時差止等)

第4 法第63条の2第1項又は第2項に規定する保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め(以下「保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め」という。)を行うときは、あらかじめ保険給付の一時差止めに係る通知書(様式第6号)により世帯主に対して通知する。

- 2 保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている世帯主が、保険料の納期限から1年6月を経過するまでの間において、災害その他政令で定める特別の事情がないにもかかわらず、なお滞納している保険料を納付しない場合において、法第63条の2第3項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、あらかじめ一時差止め保険給付額からの滞納保険料控除通知書(様式第7号)により世帯主に対して通知する。

(療養等の給付対象の決定)

第5 市長は、第3第1項及び第2項の規定により滞納者に対し特別療養費支給対象へ変更する場合において、その世帯に属する被保険者の一部が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他の省令第27条の4第2項で定める医療に関する給付(この項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、当該特別療養費支給対象への変更を行うとともにそれらの者について療養等の給付対象と決定する。また、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に療養等の給付対象と決定する。

(措置審査委員会)

第6 第3及び第4に基づく特別療養費支給対象への変更及び保険給付の全部又は一部の支払を一時差止め等の適正を審査するため、健康医療部に措置審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる職にある者及び市長が指定する職にある者をもって組織する。

- (1) 健康医療部長
 - (2) 健康医療部保険年金課担当次長
 - (3) 保険年金課長
 - (4) 保険年金課長代理
 - (5) 保険年金課国保給付係長
 - (6) 保険年金課国保保険料係長
 - (7) 保険年金課徴収係長
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部長の職にある者を、副委員長は保険年金課長の職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。
 - 8 委員会の庶務は、健康医療部において処理する。
 - 9 第5に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。
- (その他)
- 第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の茨木市国民健康保険料滞納者に対する被保険者資格確認証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要綱の規定による資格証明書または有効期間を6月とする被保険者証を交付した者については、この要綱による改正後の茨木市国民健康保険料滞納者に対する特別療養費支給対象への変更及び保険給付の一時差止等に関する要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

住所
氏名 様
（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

茨木市長

印

弁明の機会の付与通知書

行政手続法第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり弁明の機会の付与を行いますので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出期限及び提出先		
上記の弁明書の提出に代えて、口頭による弁明の機会を付与する場合	日 時	
	場 所	
（教示） 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧又は交付を、行政庁に対し求めることができます。 （注） 1 証拠書類又は証拠物を提出することができます。 2 代理人を選任するときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに委任状等代理権を証する書面を行政庁に提出してください。 3 出頭するときは、この通知書を持参してください。		

様式第2号（第2関係）

特別の事情等に関する届書

(提出先) 茨木市長

住所

世帶主氏名

印

個人番号

電話番号

被保険者記号番号 茨国

次の特別の事情等により国民健康保険料の納付が困難なので、関係書類を添えて届け出ます。

[illegible]

※特別の事情等があることを明らかにする、次に掲げる書類等を添付してください。

- ・直近3か月の収入状況が分かる書類（給与明細書等）
- ・失業が証明できる書類
- ・借入金が証明できる書類（借用書）
- ・家賃の支払金額等が分かる書類（契約書、領収書等）

※ 特別の事情等があることを明らかにする書類等の添付がなく「お金がない」、「収入がない」といった記載のみの場合、特別の事情等があると認めることができず、療養等の給付から特別療養費支給対象へ変更され、医療費が全額自己負担となりますので注意してください。

様式第 3 号（第 2 関係）

分 割 納 付 誓 約 書

年 月 日

（提出先）茨木市長

住所

氏名 印

電話

国民健康保険料の納付を、下記納付計画どおりに履行し、完納することを誓約いたします。万一違約したときは、特別療養費支給対象への変更の不利益処分を受けても異議ありません。

受けようとする理由：						
被保険者記号番号						
世帯主名						
納付すべき保険料	年度	期数	保険料額	延滞金	督手	備考 ・延滞金は、申請時の金額です。 ・新たに賦課される保険料は、別途納付してください。
納付計画	回数	納付予定年月日		納付予定金額		備考 申請時納付額
	1	年 月 日		円		
	2	年 月 日		円		
	3	年 月 日		円		
	4	年 月 日		円		
	5	年 月 日		円		
	6	年 月 日		円		
	7	年 月 日		円		
	8	年 月 日		円		
	9	年 月 日		円		
	10	年 月 日		円		
	11	年 月 日		円		
	12	年 月 日		円		
	13	年 月 日		円		
	14	年 月 日		円		
納付方法		持参する・銀行で納付する・その他()				整理番号 ー

年 月 日

住所

氏名

様

茨木市長

印



国民健康保険特別療養費決定通知

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、貴世帯に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになりましたので、同条第三項の規定に基づきお知らせします。

記

1 特別療養費への変更期日 令和 年 月 日

2 不利益処分の原因となる事実

特別な事情等がないにも関わらず保険料を滞納しているため。

〈注意事項〉

①特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

②次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、医療の給付等を行います。

- ・滞納している保険料を納めたとき
- ・災害その他特別の事情が生じたとき
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

〔教 示〕

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たなくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

茨木市 部 課（市役所 階 番窓口）

電話（ ） —

式第 5 号（第 3 関係）

年 月 日

住所
氏名 様

茨木市長 印 ☐

療養の給付等に係る事前通知

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第四項の規定に基づき、貴世帯に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第五項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

- 1 日付
令和 年 月 日
- 2 診療時医療機関に提示するもの
診療を受けるときは、医療機関等の窓口で、引き続き、マイナンバーカードまたは国民健康保険資格確認書を提示してください。

〈注意事項〉
療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

問い合わせ先
茨木市 部 課（市役所 階 番窓口）
電話（ ） ー

様式第6号（第4関係）

保険給付の一時差止めに係る通知書

年 月 日

被 保 険 者 記 号 番 号

〒 ー

様

茨木市長

印



国民健康保険料について、納付していただくよう催告等してきましたが、いまだに納付されておりません。また、納付相談による解消計画の提示もないため、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、下記の保険給付を滞納保険料が一定整理されるまでの間、一時差止をしますので通知します。

なお、保険料の滞納について、災害その他特別の事情があるときは、直ちにその旨の届出をしてください。

記

今回通知の 一時差止の 対象となる 保険給付の 内容	保険給付の種類	給付対象額
	1	円
	2	円
	3	円
	合 計	円

〔教 示〕

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たなくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第4関係）

一時差止め保険給付額からの滞納保険料控除通知書

年 月 日

被 保 険 者 記 号 番 号

〒 ー

様

茨木市長

印



現在、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、保険給付費を一時差止をしておりますが、なお保険料が滞納となっております。

したがいまして、同法第63条の2第3項の規定により、下記のとおり保険給付額から滞納保険料を控除いたします。

記

一時差止に係る保険給付の内容及び控除金額	保険給付の種類		給付対象額	左記からの控除金額
	1		円	円
	2		円	円
	3		円	円
	合 計		円	円
控除の対象となる滞納保険料	年 度	記号番号	納 期 限	保険料金額
	年度			円
	年度			円
	年度			円
	合 計			円

〔教 示〕

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たなくても処分の取消しの訴えを提起することができます。